

中国地方5県サイクリング観光プロモーション業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

中国地方知事会サイクリング観光振興実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、中国地方が国内外から何度も走りに行きたくなる魅力的なサイクリングエリアとなることを目指し、サイクリストの受入環境整備や情報発信等を行っている。

この取り組みの一環として、本業務では、サイクリングライト層をメインターゲットとし、Webメディアを活用した情報発信を行うことで、中国地方各県のサイクリングエリアの魅力発信及び誘客促進に繋げることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月29日（金）まで

(4) 予算上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

4,000千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年7月3日（水）午後5時（必着）

ア 提出先

広島県商工労働局観光課内

中国地方知事会サイクリング観光振興実行委員会事務局

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL：082-513-2423 FAX：082-223-2135

電子メール：syokankou@pref.hiroshima.lg.jp

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限・方法

令和6年7月5日（金）午後5時（必着）までに上記(1)アの担当窓口にて電子メール又はFAXで提出すること。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年7月9日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県商工労働局観光課内

中国地方知事会サイクリング観光振興実行委員会事務局

イ 提案書提出期限

令和6年7月11日（木）午後5時（必着）

ウ 提出物

「中国地方5県サイクリング観光プロモーション業務企画提案書作成要領」による書類

- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- (ア) 会社概要及びイベント管理運営業務に関する実績表
 - (イ) 印鑑証明書：受付日前3か月以内に発行された正本
 - (ウ) 登記事項証明書：受付日前3か月以内に発行されたものの写し
 - (エ) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
 - (オ) 納税証明書：最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し
本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し
- ※ ただし、令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、「56A広告・広報」の資格を認定されている者については、(イ)～(オ)に掲げる書類の提出は不要である。
- ※ グループで応募する場合は構成者全員分を提出するものとする。
- イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書について
- ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、中国地方知事会サイクリング観光振興実行委員会事務局に対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和6年7月22日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和6年7月23日（火）までに行う。
- (8) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、受託事業者が希望する場合には、概算払いを認める。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(5) 契約の締結

公募型プロポーザル実施により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部 変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の評価点を得た者と協議の上、契約を締結する場合がある。

4 添付書類

- 公告の写し
- 企画提案書作成要領
- 契約書（案）
- 仕様書
- 公募型プロポーザル別記様式集

【問い合わせ先】

中国地方知事会サイクリング観光振興実行委員会
事務局：広島県商工労働局観光課（担当：瀬藤）
住所：広島市中区基町10番52号
広島県商工労働局観光課内
電話：(082)513-2423